

第二十号議案

江戸川区民間賃貸住宅家賃等助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区民間賃貸住宅家賃等助成条例の一部を改正する条例
 江戸川区民間賃貸住宅家賃等助成条例（平成元年十二月江戸川区条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

助成の対象は、取壊し等により一定期間居住している住宅からの転居を求められていない江戸川区民で、次に掲げる要件に該当する世帯とする。

一 次のいずれかに該当する世帯であること。

イ 六十五歳以上の者（以下「熟年者」という。）のみで構成される世帯

ロ 熟年者とその配偶者のみで構成される世帯

ハ 身体障害者手帳の交付を受け、その身体障害の程度が一級から四級までの者又は愛の手帳の交付を受けた者（以下「障害者」という。）のいる世帯

二 世帯の所得が江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める額以下であること。

第四条中「江戸川区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第七条の見出しを「（届出等）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

受給者は、年に一回所得状況等を区長に届け出なければならぬ。

第八条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条

第三号の次に次の一号を加える。

四 世帯の所得額が規則で定める額を超えたとき。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(説明)

民間賃貸住宅家賃等助成の助成対象を改めるほか、規定を整備する必要がある
ので、本案を提出いたします。